

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A (注釈)	(参考) 5年度の人件費率
6年度	287,766人	146,464,279千円	5,910,707千円	20,874,706千円	14.3%	13.0%

注釈：人件費率（B/A）は人件費（B）を歳出額（A）で割った値である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A (注釈 1)	給与費（注釈 4）				(参考)一 人当たり 給与費 B/A (注釈 3)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当 (注釈 2)	期末・勤勉手 当	計 B		
6年度	1,816人	6,683,495千円	2,825,546千円	3,136,438千円	12,645,479千円	6,963千円	6,798千円

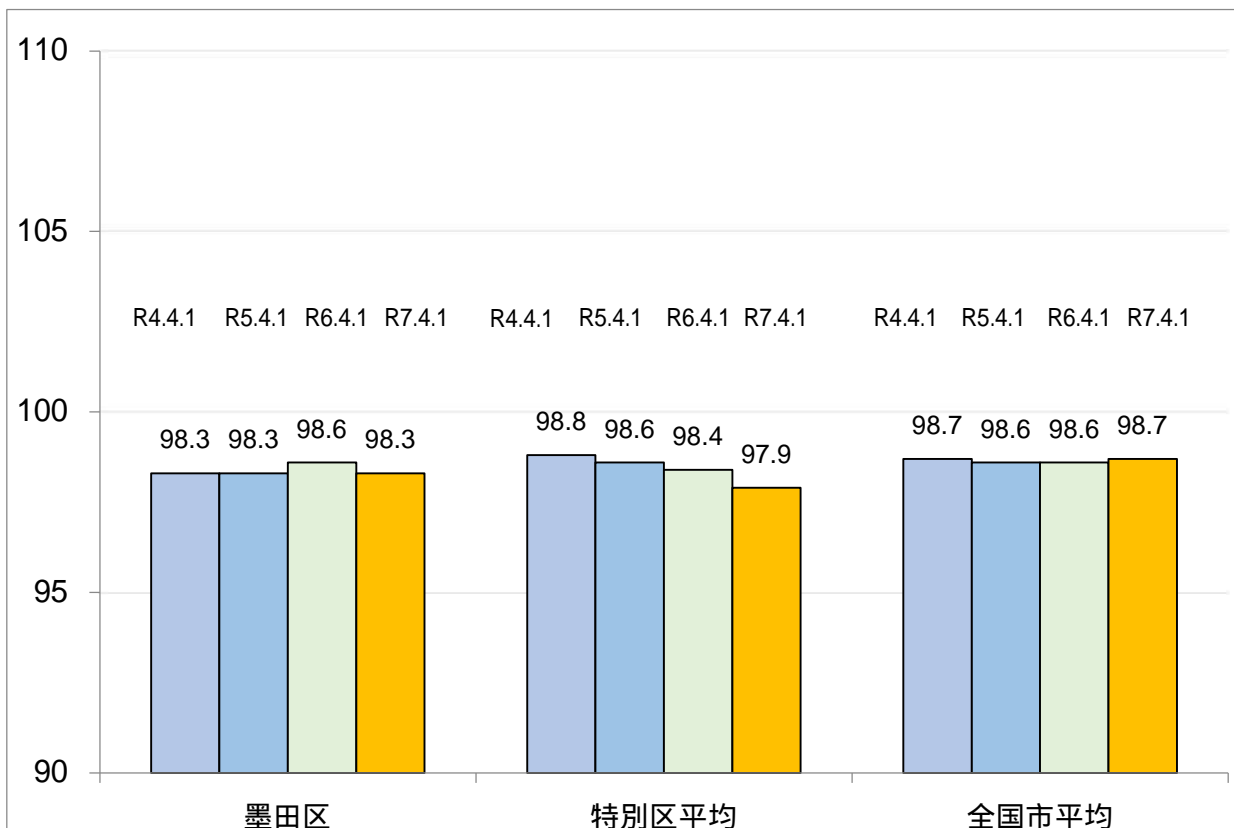
注釈 1：職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

注釈 2：職員手当には退職手当を含まない。

注釈 3：一人当たり給与費（B/A）は、給与費合計（B）を職員数（A）で割った値である。

注釈 4：給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注釈 1：ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

注釈 2：() 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域に

おける国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

注釈3：類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

注釈4：ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A (注釈1)	公務員給与 B (注釈1)	較差 A-B (注釈2)	勧告(改定率)		
7年度	406,322円	391,462円	14,860円	3.80%	3.80%	3.62%

注釈1：民間給与、公務員給与は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス指数と比較した平均給与月額である。

注釈2：較差(A-B)は、民間給与(A)から公務員給与(B)を引いた値である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A(注釈1)	公務員の支給月数 B(注釈2)	較差 A-B (注釈3)	勧告 (改定月数)		
7年度	4.92月	4.85月	0.07月	0.05月	4.90月	4.65月

注釈1：民間の支給割合は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合である。

注釈2：公務員の支給月数は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

注釈3：較差(A-B)は、民間の支給割合(A)から公務員の支給月数(B)を引いた値である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)令和8年4月1日

(内容)行政職給料表(一)について、次のとおり改定する。

ア 課長級

初号近辺の号給を統合し、初号の給料月額を引き上げる。

イ 部長級

職責を重視した給料体系に見直すため、給料月額を刻みの大きい号給構成とする。

医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)における管理職員に係る給料表についても行政職給料表(一)に相当する見直しを行う。

地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 20%に対し、墨田区においても20%を支給。
（実施時期）平成27年4月1日より実施。（国と異なり単年度で実施し、経過措置は設けない。）

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度から令和7年度 までの支給割合
		4月1日 時点	遡及 改定後	
国基準に よる支給 割合	18%	18%	18.5%	20%
墨田区 の支給割合	18%	20%	20%	20%

その他の見直し内容

扶養手当について、見直しを実施。（令和7年4月1日実施）
管理職手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。（令和8年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 (注釈1)	平均給与月額 (注釈2)	平均給与月額 (国比較ベース) (注釈2)
墨田区	40.5歳	315,741円	430,385円	397,018円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	414,480円
特別区	39.5歳	306,499円	434,733円	384,346円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間(注釈3)			参考 A / B	
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額 (注釈1)	平均給与 月額A (注釈2)	平均給与月額 (国比較ベース) (注釈2)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額B		
墨田区	54.3	112	295,472円	408,442円	363,050円	-	-	-	-	
内 訳	うち清掃 職員	53.8	78	298,147円	424,904円	366,509円	廃棄物処 理業	48.0歳	320,600円	1.33
	うち学校 給食員	-	0	-	-	-	飲食物調 理従事者	45.1歳	270,300円	-
	うちその他 調理	-	0	-	-	-				-
	うち守衛	58.4	3	303,133円	419,699円	377,760円	警備員	51.9歳	286,900円	1.57
	うち用務員	59.1	13	278,454円	345,144円	336,314円	他に分類 されない 運搬・清 掃・包装 等従事者	49.0歳	251,000円	1.38
	うち自動車 運転手(注 釈5)	-	1	-	-	-	乗用自動 車運転者	60.2歳	253,900円	-
うちその他	51.6	17	294,906円	381,699円	365,581円	-	-	-	-	
東京都	50.3	1,189	289,995円	391,360円	357,218円	-	-	-	-	
国(注釈3)	51.3	1,703	294,567円	-	337,907円	-	-	-	-	
特別区	53.3	213	285,018円	387,770円	349,295円	-	-	-	-	

区分		参考（注釈４）		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員C	民間D	C / D
墨田区		-	-	-
内 訳	うち清掃職員	6,920,211 円	4,457,900 円	1.55
	うち学校給食員	-	3,557,900 円	-
	うちその他調理	-		-
	うち守衛	7,135,338 円	3,533,300 円	2.02
	うち用務員	5,836,188 円	3,395,700 円	1.72
	うち自動車運転手（注釈５）	-	3,335,600 円	-
	うちその他	6,437,494 円	-	-

ウ 幼稚園教諭

区分	平均年齢	平均給料月額 （注釈１）	平均給与月額 （注釈２）
墨田区	37.4 歳	326,599 円	424,265 円
東京都	39.7 歳	354,959 円	458,724 円
特別区	38.0 歳	340,103 円	452,232 円

注釈１：平均給料月額とは、7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

注釈２：平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、平均給与月額（国比較ベース）は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

注釈３：民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。従って、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

注釈４：年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

注釈５：技能労務職のうち自動車運転手については、職員数が1名のため非公表。

（２）職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区分		墨田区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒	182,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	176,400 円	185,400 円	データなし
幼稚園教諭	大学卒	233,000 円	241,700 円	データなし
	短大卒	215,200 円	225,600 円	データなし

注釈：技能労務職の初任給は職種により異なる。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（7年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	278,326 円	372,025 円	410,950 円	385,867 円
	高校卒	234,950 円	315,075 円	316,000 円	370,140 円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

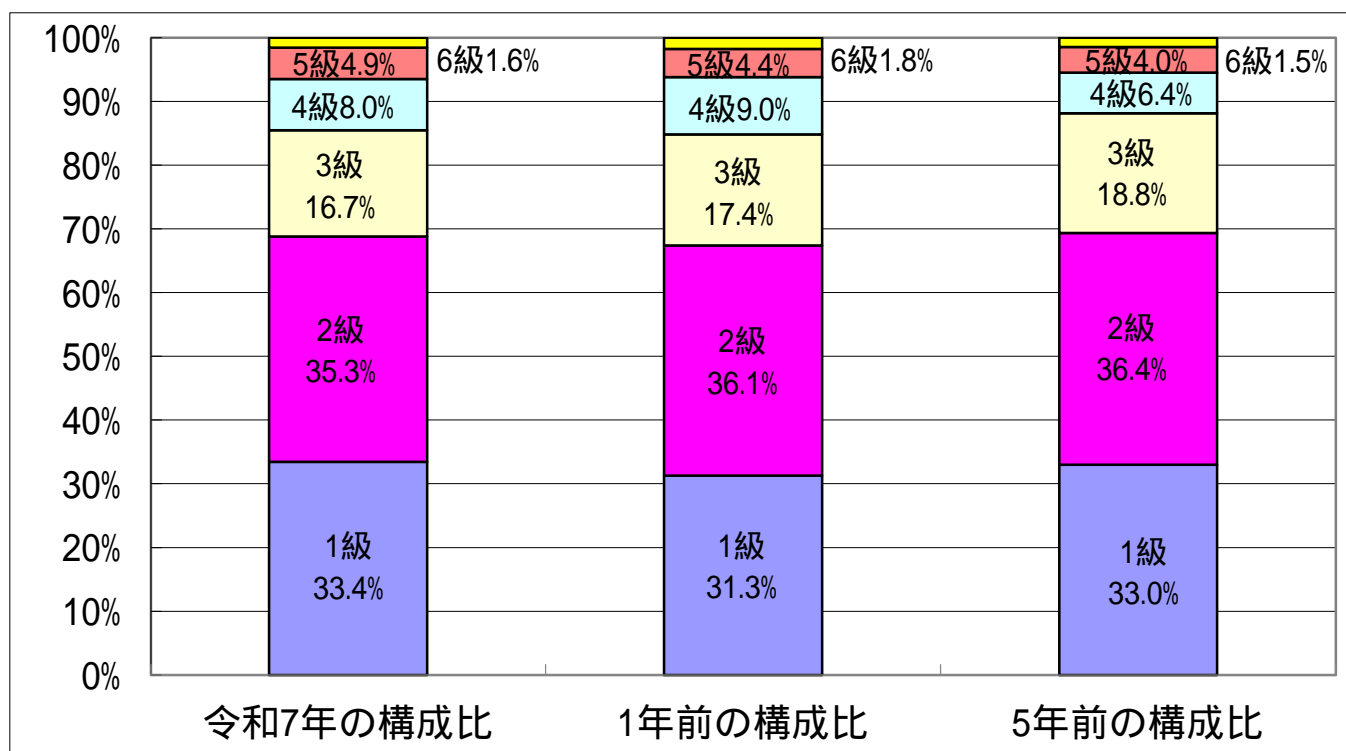
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容 (注釈1)	職員数 (注釈2)	構成比 (注釈3)	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	係員	425人	33.4%	177,400円	323,900円
2級	主任	450人	35.3%	231,500円	357,600円
3級	係長または主査	213人	16.7%	254,100円	408,800円
4級	課長補佐	102人	8.0%	276,700円	431,000円
5級	課長	62人	4.9%	303,500円	457,100円
6級	部長	21人	1.6%	379,400円	518,100円
計		1,273人	100.0%		

注釈1：墨田区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

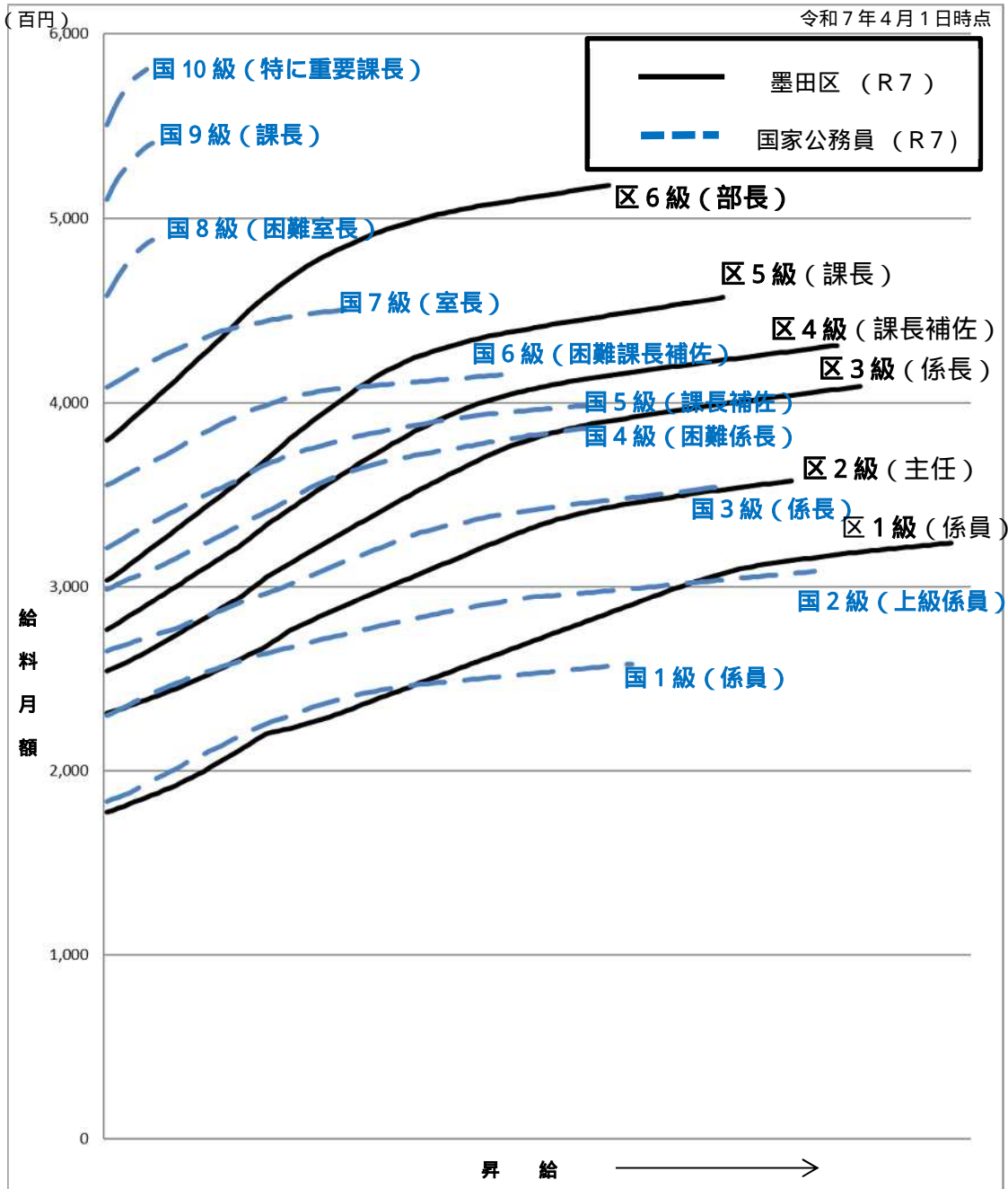
注釈2：標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

注釈3：構成比は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。



注釈：平成30年4月に人事制度を改正し、従来の8層制から6層制へ変更となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施した				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

区分	6年度	7年度
職員数 A	1,505 人	1,594 人
勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数 B（注釈1）	441 人	464 人
比率 B/A（注釈2）	29.3%	29.1%

注釈1：勤務成績の区分が「良好」の職員は4号、「特に良好」の職員は5号または4号、「極めて良好」の職員は6号または5号が付与される。表の人数は、勤務成績区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員のうち、6号または5号を付与された人数である。

注釈2：比率(B/A)は、勤務成績の区分が「特に良好」または「極めて良好」に決定された職員数(B)を職員数(A)で割った値である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

		墨田区	東京都	国
1人あたり平均支給額（6年度）		1,810 千円	2,053 千円	データなし
6年度支給割合（注釈）	期末手当	2.50 月分（1.40）月分	2.50 月分（1.40）月分	2.50 月分（1.40）月分
	勤勉手当	2.35 月分（1.15）月分	2.35 月分（1.15）月分	2.10 月分（1.00）月分
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		<ul style="list-style-type: none"> ・職務段階別加算 5%から20% ・管理職加算 15%から20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務段階別加算 3%から20% ・管理職加算 15%から25% 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5%から20% ・管理職加算 10%から25%

注釈：（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した				
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

* 前年1年間の勤務実績による勤務評価結果をもとに5段階の成績段階を設定し、成績段階に応じた割合の勤勉手当を支給している。

(1) 管理職以外の職員

成績段階	支給割合	一律拋出割合		
		係長級職員	主任	係員
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
中位	10000 分の 10000	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
下位	10000 分の 9800	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50
最下位	10000 分の 9600	10000 分の 150	10000 分の 100	10000 分の 50

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 管理職

成績段階	支給割合	一律拋出割合
		管理職
最上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 400
上位	*支給の都度、区長が定める	10000 分の 400
中位	10000 分の 10000	10000 分の 400
下位	10000 分の 9800	10000 分の 400
最下位	10000 分の 9600	10000 分の 400

*最上位と上位は、一律拋出割合により拋出した額、下位・最下位から拋出した額、扶養手当相当額を原資として、一定の比率で上位・最上位に配分した額をもって支給割合を決定する。

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

(支給率)	墨田区		国	
	自己都合	応募認定・定年 (注釈2)	自己都合	応募認定・定年(注 釈2)
勤続20年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
調整率	調整率は設けていない。		調整率 83.7/100	
1人当たり平均支給額(注釈1)	1,460 千円	20,953 千円	データなし	データなし
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	

注釈1：退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

注釈2：「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		1,452,295 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		732,372 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
特別区	20.0%	1,938 人	20.0%

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	19,290 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	111,499 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	8.6 %
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
保健衛生業務 手当	保健センター、 保健予防課、保 健計画課に勤務 するもの	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(以下「法」という。)に 規定する1類感染症及びこれらに準じる感 染症の患者等に接触する業務に従事したも の 2 法に規定する2類感染症(結核を除 く。)及びこれらに準ずる感染症の患者等 に接触する業務に従事したものの 3 法に規定する結核患者等に接触する業務 に従事したものの	5 千円	1 1類 日額 720 円 2 2類 日額 340 円 3 結核 日額 210 円
福祉現業手当	生活福祉課、障 害者福祉課、高 齢者福祉課等に 勤務するもの	1 福祉に関する事務所に勤務するもので、 生活保護法等に基づき訪問員又は指導員と して家庭等を訪問したもの 2 福祉に関する事務所に勤務するもので、 生活保護法等に基づき面接員として面接業 務に従事したもの 3 児童相談所に勤務するもので、児童福祉 法に基づく児童の一時保護に係る業務に従 事したもの 4 児童相談所に勤務するもので、児童福祉 法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る 業務に従事したもの	6,420 千円	1 訪問員又は指導員 日額 420 円 2 面接員 日額 300 円 3 一時保護業務 日額 1,470 円 4 相談業務 日額 950 円
清掃業務従事 職員 特殊勤務手当	清掃事務所に勤 務するもの	清掃事務所に勤務する職員で、廃棄物の処 理を直接行う業務及びこれに密接に関連す る業務に従事したもの	12,866 千円	日額 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	403,541 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	215 千円
支給実績（5年度決算）	367,839 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	198 千円

* 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者 4,000 円 子 9,500 円 その他の扶養親族1人につき 6,000 円 16歳から22歳の子1人につき 4,000 円加算	異なる	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 その他の扶養親族1人につき 6,500 円 16歳から22歳の子1人につき 5,000 円加算	112,064 千円	192,882 円
住居手当	賃家(家賃27,000円以上に限る) に居住している世帯主である職員 27歳まで 27,000 円 28歳から32歳まで 17,600 円 上記以外の者 8,300 円	異なる	支給要件(家賃16,000円以上)、 年齢区分の有無、支給形態(28,000円を限度とする 実費相当額)	78,108 千円	179,558 円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 運賃相当額(6箇月定期券、支給 限度額 月額55,000円)	異なる	交通機関(電車・バス等) 利用者 運賃相当額(6箇月定期券、支給 限度額 月額150,000円)	262,744 千円	161,888 円
管理職手当	部長 127,600 円 重要困難課長 101,500 円 課長 92,300 円 幼稚園園長 89,600 円 幼稚園副園長 64,700 円	異なる	俸給表別、職務の級別、 俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	111,628 千円	1,213,344 円
休日勤務手当・ 夜勤手当	休日勤務手当は勤務1時間あたりの 給与額×100分の135 夜勤手当は勤務1時間あたりの給与 額×100分の25	同じ		42,959 千円	86,610 円
管理職員特別 勤務手当	管理職が週休日又は休日に勤務した 場合 8,000 円から18,000 円	異なる	6,000 円から18,000 円	10 千円	10,000 円
初任給調整手 当	医師、歯科医師に支給 122,300 円から315,200 円	異なる	416,600 円以内	9,223 千円	3,074,000 円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

給料

役職	給料月額等	
	墨田区	(参考)特別区における最高/最低額
区長	1,175,000 円	1,305,000 円 / 921,600 円
副区長	949,000 円	1,042,000 円 / 817,100 円

報酬

役職	報酬月額等	
	墨田区	(参考)特別区における最高/最低額
議長	949,000 円	975,000 円 / 863,700 円
副議長	815,000 円	832,000 円 / 770,400 円
議員	631,000 円	637,000 円 / 600,200 円

期末手当

役職	6年度支給割合
区長 副区長	3.88 月分
議長 副議長 議員	3.88 月分

退職手当

役職	算定方式	1期の手当額(注釈)	支給時期
区長	$1,175,000 \times 3.4$ (支給割合) \times 在職年数	15,980,000 円	在職期間毎
副区長	$949,000 \times 2.7$ (支給割合) \times 在職年数	10,249,200 円	在職期間毎

注釈：1期(1期=4年)の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき計算した退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

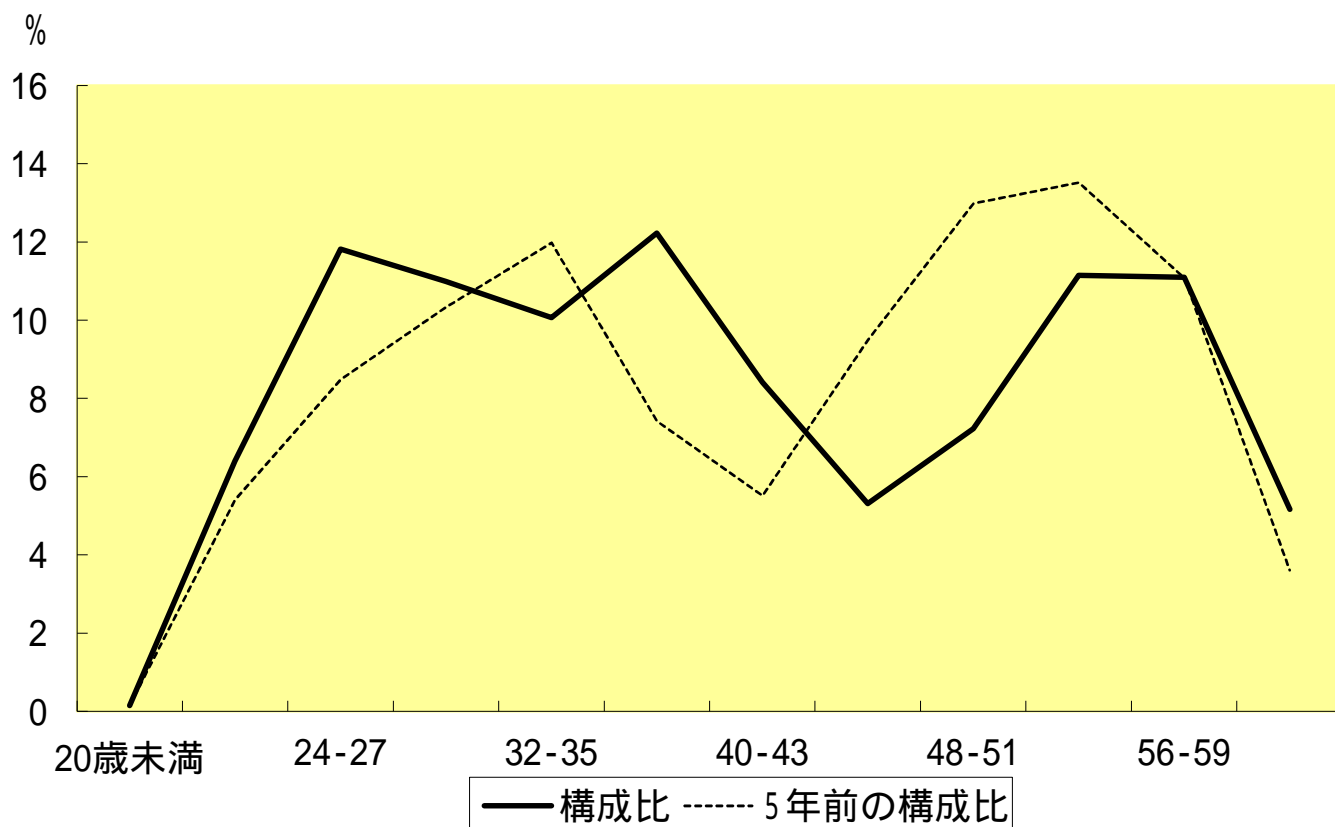
(各年4月1日現在)

				区分			
				職員数(注釈1)		対前年 増減数	主な増減理由
				令和6年	令和7年		
部門	普通会計 部門	一般行政 部門	民生関係	707	698	-9	業務委託による減
			総務関係	392	408	+16	業務のDX化および国勢調査に伴う体制強化、総合的芸術祭開催準備による増
			その他	603	604	+1	不足額給付対応による増
		計	1,702	1,710	+8	<参考> 人口1万当たり職員数 59.52人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 58.43人)	
		教育部門	114	118	+4	教育センターの開設に伴う増	
	消防部門	0	0	±0			
		小計	1,816	1,828	+12	<参考> 人口1万当たり職員数 63.63人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.53人)	
	公営企業等 会計部門	国民健康保険	48	51	+3	職員の育休に伴う代替確保による増	
		介護保険	44	44	±0		
		後期高齢者医療	16	15	-1	事務事業見直しによる減	
小計		108	110	+2			
合計(注釈2)		1,924	1,938	+14	<参考>		
		[1,900]	[1,950]	+50	人口1万当たり職員数 67.45人		

注釈1：職員数は一般職に属する職員数である。

注釈2：[]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
人数	3人	124人	229人	213人	195人	237人	163人	103人	140人	216人	215人	100人	1,938人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,649	1,654	1,676	1,702	1,710	+61(3.70%)
教育	119	113	115	114	118	-1(-0.84%)
消防						
普通会計計	1,768	1,767	1,791	1,816	1,828	+60(3.39%)
公営企業等会計計	108	109	109	108	110	+2(1.85%)
総合計	1,876	1,876	1,900	1,924	1,938	+62(3.30%)